

2010年7月29日

郵便事業株式会社
郵便局株式会社

口蹄疫による被災地への救援対策（取扱期間の延長）

口蹄疫による被害につきまして、関係者の皆さまには心からお見舞い申し上げます。

郵便事業株式会社（東京都千代田区、代表取締役社長 鍋倉 真一）及び郵便局株式会社（東京都千代田区、代表取締役会長 古川 治次）では、口蹄疫の被災者に対する救援活動を支援するために、災害義援金を内容とする現金書留郵便物の料金免除を実施しているところですが、その取扱期間を延長します。

1 取扱条件

災害義援金を内容とする現金書留郵便物の料金免除の取扱条件は、次のとおりです。

(1) 内容品及び取扱い

現金書留とする郵便物であり、現金書留以外の特殊取扱としないもの

(2) 表示

表面の見やすい所に「救助用郵便」と記載されたもの

(3) その他

ア 個人から差し出されたもの

イ 救助用の現金の配分について条件を付していないもの

2 取扱窓口

郵便局（簡易郵便局を含む。）及び郵便事業株式会社支店

※ 取扱窓口によって取扱時間が異なりますので、最寄りの窓口にご確認ください。

3 送付先及び取扱期間

別紙のとおり

以上

【報道関係の方のお問い合わせ先】	【お客さまのお問い合わせ先】
郵便事業株式会社 総務部 広報室 電話：03-3504-9798 FAX：03-3504-9717	郵便事業株式会社お客様サービス相談センター 0120-2328-86 携帯電話から：0570-046-666（有料） 〔受付時間 平日 8:00~22:00 土・日・休日 9:00~22:00〕
郵便局株式会社 総務部 広報室（報道担当） 電話：03-3504-4127 FAX：03-3595-0839	郵便局株式会社お客様サービス相談センター 0120-2328-86 携帯電話から：0570-046-666（有料） 〔受付時間 平日 8:00~22:00 土・日・休日 9:00~22:00〕

自治体名等	送付先	取扱期間
川南町	〒889-1301 宮崎県児湯郡川南町大字川南13680番地1 川南町役場 総務課	平成 22 年 5 月 27 日（木）から 平成 23 年 3 月 31 日（木）まで
新富町	〒889-1493 宮崎県児湯郡新富町大字上富田 7491 番地 新富町役場 総合政策課内 新富町口蹄疫対策義援金係	平成 22 年 5 月 27 日（木）から 平成 23 年 3 月 31 日（木）まで
えびの市	〒889-4292 宮崎県えびの市大字栗下 1292 えびの市役所 企画課	平成 22 年 5 月 27 日（木）から 平成 23 年 3 月 31 日（木）まで
高鍋町	〒884-8655 宮崎県児湯郡高鍋町大字上江8437番地 高鍋町役場 政策推進課	平成 22 年 6 月 3 日（木）から 平成 23 年 3 月 31 日（木）まで
都農町	〒889-1201 宮崎県児湯郡都農町大字川北4874番地2 都農町役場 総合政策課	平成 22 年 6 月 17 日（木）から 平成 23 年 3 月 31 日（木）まで
社会福祉法人 宮崎県共同募金会	〒880-0007 <u>宮崎県宮崎市原町2番22号</u> <u>宮崎県福祉総合センター内</u> <u>社会福祉法人 宮崎県共同募金会</u>	平成 22 年 7 月 31 日（土）から 平成 22 年 10 月 31 日（日）まで
社会福祉法人 鹿児島県共同募金会	〒890-8517 <u>鹿児島県鹿児島市鴨池新町 1-7</u> <u>鹿児島県社会福祉センター内</u> <u>社会福祉法人 鹿児島県共同募金会</u>	平成 22 年 7 月 31 日（土）から 平成 22 年 8 月 31 日（火）まで

※ 下線の部分が、今回、取扱期間が延長となった救助団体です。